

日本農学図書館協議会誌 204号 (2021年12月)

目 次

図書館を取り巻く著作権の現状 (中編) ～図書館法との比較を通してみる著作権法 ②～ 我妻 潤子	1
未来を創る学習(修)者を支援する場のかたち 岩田 千穂	8
帯広畜産大学附属図書館における新型コロナウイルス感染症対応 佐藤 亜紀	16
【海外図書館の最新動向 第26回】 世界的に評価の高いシンガポールの図書館とシンガポールの現在 カスマラ 知子	21
【書評・新刊紹介】 『イデオロギーと図書館：日本の図書館再興を期して』マイケル・K・バックランド著 高山正也監訳・著作協力；現代図書館史研究会訳，樹村房，2021 小出 いずみ	31
事務局報告	34

Bulletin of the Japan Association of Agricultural Librarians and Information Specialists

No.204

December, 2021

ISSN 1342-1905

CONTENTS

The State of Copyright in the Library Vol.2

– Comparison of the Library Act and the Copyright Act ② –

Junko AZUMA 1

Design of the Learning Space for the Future Learner

Chiho IWATA 8

Countermeasure for COVID-19 in Obihiro University of Agriculture and Veterinary Medicine Library

Aki SATO 16

【A Series on the Current Trend of Overseas Libraries: The 26th part of the series】

World High Rated Singapore Library and Present Singapore

Tomoko KASMARA 21

【Book Review】

Michael Buckland, *Ideorogi to Toshokan : Nihon no Toshokan Saiko wo kishite*, Takayama Masaya
kan' yaku, chosaku kyoryoku, Gendai Toshokanshi Kenkyukai yaku, Jusonbo, 2021.

Izumi KOIDE 31

Note from JAALD 34

図書館を取り巻く著作権の現状（中編）

～図書館法との比較を通してみる著作権法②～

The State of Copyright in the Library Vol.2
- Comparison of the Library Act and the Copyright Act ② -

我妻 潤子*

1. はじめに

本稿では前回予告した通り、今年(2021年)改正が起きた著作権法第31条2項から5項(以下、2項等)について、既に補償金制度が先行されている第35条の仕組みを解説する。そして、付随して検討される第31条の補償金制度についての課題と提言を試みたいと思う。

第31条2項等の改正は、国立国会図書館以外の図書館において、利用者の調査研究のためであれば、利用者が権利者への補償金を含んだ手数料を図書館に払うことを条件に、各図書館等が利用者に対し、図書館に所蔵されている資料を司書が複製しメールなどで送信できるという内容である。これから2年かけて図書館と権利者側が協議を重ね、補償金の授受の方法や分配の方法について検討がなされるのであろう。第31条の検討の際に、少しでも第35条の現状と課題が活きてくれば良いと思っている。

2. 著作権法第35条における補償金制度の仕組み

1) 著作権法第35条の改正までの流れと改正後の動き

教育の情報化の促進により教育業界における著作権の取り扱いについて、これまでの流れを時系列で振り返ってみよう(表1)。2016年に「教育利用に関する著作権等管理協議会」¹⁾が設置され、第35条の検討が始まった。結果、2018年に改正法案が3年以内の施行を条件に国会を通

表1 著作権法第35条改正の流れ

2016年	「教育利用に関する著作権等管理協議会」設置。 著作権法第35条の取り扱いについて検討開始
2018年5月	著作権法第35条改正法案が3年以内の施行を条件に国会を通過。
2018年11月	権利者団体と各教育機関の設置者を代表する団体と有識者で「フォーラム」を開始。
2019年1月	「授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)」設立。
2020年4月	著作権法第35条改正法 施行。 改正著作権法第35条運用指針(令和2年(2020年)4月度版)発行。
2020年12月	補償金額が文化庁長官により認可。 改正著作権法第35条運用指針(令和3年(2021年)度版)
2021年7月～	サンプル調査が公式に開始。

過した。同年11月には、「教育利用に関する著作権等管理協議会を構成する権利者団体及び学校種ごとに、各教育機関の設置者を代表する団体の関係者を構成員とし、有識者を交え」²⁾た総合フォーラムが開始された。設立当初2018年度のフォーラムでは、専門フォーラムが4つに分かれ、専門フォーラム1では補償金について、専門フォーラム2では、著作権に関する研修や普及啓発等について、専門フォーラム3では、ガイドラインについて、専門フォーラム4では補完ライセンスについて議論がなされていた。そして、フォーラムの開始2か月後の2019年1月に授業目的公衆送信補償金等管理協会(以下、SARTRASとする)が設立された。SARTRASができてからのフォーラムは、主に「改正著作権法第35条運用指針」作成のために議論がなされていたと推測される³⁾。その後、実際に改正法が施行されたのは2020年4月28日である。

*株式会社テイクオーバー コンテンツライツ部長・知的財産アナリスト(コンテンツ・ビジネス) 福岡県北九州市小倉北区高坊1-5-41

*Junko AZUMA, Takeoval Ltd. Takabou 1-5-41 Kokura-Kita-Ku Kitakyushu city Fukuoka

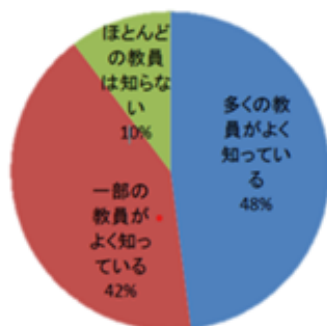
コロナ禍で、大学等の授業開始を遅らせなければならなかったという状態の中で、2020年3月30日、東京大学・九州大学など旧帝国大学7校と国立情報学研究所が文化庁・SARTRASに対し、第35条の施行を早めるよう申し入れたのがきっかけである。これを受け、文化庁・SARTRASは、当時まだ補償金額、受け取った補償金の分配方法など未確定要素が多々残っていたが、2020年度においては補償金を無償にすることで施行に踏み切った。そして、同時に「改正著作権法第35条運用指針(令和2年(2020年)4月度版)」(以下、ガイドライン①)を発行し、そのガイドライン①に沿って運用することが学校側に求められた。2020年10月に学校向けに補償金制度の趣旨説明、2021年度以降の実際の運用について説明会を催した。この説明会を経て2020年12月に補償金が文化庁長官によって認可された。補償金は各学校における著作物の使用量に基づき段階的なものとなっており、大学720円・高校420円・中学校180円・小学校120円・幼稚園60円(いずれも児童・生徒、学生1名につき1年間)⁴⁾と設定されている。この説明会でSARTRASに加盟する学校は補償金を権利者へ分配するために、利用報告が求められている⁵⁾。そして2020年12月に「改正著作権法第35条運用指針(令和3年(2021年)度版)」(以下、ガイドライン②)が発行された。ガイドライン②では、ガイドライン①の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」が初等中等教育・高等教

育・その他と分かれ、大項目として「学校等における典型的な利用例」が追記された。そして、2021年度においては1000校の教育機関が対象となり、割り振られた期間の内1か月分の著作物の利用報告が求められた。2021年度の対象校への依頼は、第1回(4月～8月分)は7月16日付・第2回(9月分)は8月5日付・第3回(10月～来年3月分)9月22日付で行われている。

2) 著作権法第35条における補償金制度の現状と課題

当該制度における課題は3点ある。1点目の課題は権利者・教員いずれの立場であっても「著作権」というものが正しく理解されていない問題である。今回の改正にあたり、文化庁が提示した「教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要」⁶⁾では、「初等中等教育でのICT活用教育における著作物利用を巡る課題(詳細版)」の1つに「権利処理の要否が判断できない」と掲げ、要因2として「教育機関において著作権法に関する理解が十分でない」と挙げている。そして、公益社団法人著作権情報センター⁷⁾が行った「学校における著作権教育のアンケート調査報告書」から問11(著作権法第35条について学校の教員が知っているか)と問13(学校に、過去3年間に著作権に関する研修を受けた教員が何人いるか)の2問の結果を紹介している(図1)。「概要」の文脈では、著作権法を知っている教員が48%しか居らず、そして、過去3年間

表②) 著作権法第35条について学校の教員が知っているか(問11)



表③) 学校に、過去3年間に著作権に関する研修を受けた教員が何人いるか(問13)

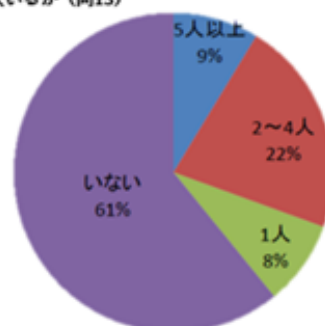


図1 教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要(出典:文化庁(2018年12月))

に著作権に関する研修を受けた教員がいる学校が39%とまりとなっている⁸⁾。したがって、過去3年間に著作権に関する研修を受けたことがない教員が60%以上に上るにも関わらず、著作権について多くの教員が良く知っている」と答えているのは不可解である。但し、この質問紙調査の方法自体に問題があり、本調査は学校管理者である代表者が各教員を各々取りまとめた数値であり、場合によっては、学校管理者の希望的観測に基づいた数値の可能性すらある。ゆえに、著作権を知っているという教員48%という数字は信ぴょう性に欠けると言わざるを得ない。いずれにしても、上記の根拠から、教育現場における研修の大事さが伺えるだろう。2018年度に開催されていたフォーラムでも専門フォーラム2で研修・普及啓発についての話し合いがなされていた。しかし、著作権研修については先進的な自治体・教育委員会が独自で講師を探し、個別に対応しているだけのように思われる。実際、聞こえてくる「補償金を払えばなにでもいい」⁹⁾という誤った知識はまだいい方で、いまだにSARTRASの存在すら知らない学校もあるようだ。既出の「概要」では無論、研修のスケジュールや計画・研修開催回数、目標値なども記載はされていない。しかし、①補償金を請求②利用報告書を提出させ③補償金を権利者へ分配するというシステムならば、現場への研修については目標を定めるべきである。90分や120分の研修を1度行っただけでは、著作権は到底、理解しきれない。だからこそ、しっかりとした研修カリキュラムが求められる。

研修に関しては、大事な観点が抜けている。それは、権利者側の「研修」である。「概要」でも利用者側だけに研修の必要性が説かれているが、権利者側にも研修は必要である。権利者だからといって、決して著作権を正しく理解しているわけではない。これは、メディアの著作権関連の記事を見ても明らかであり¹⁰⁾、利用者である一方で権利者となり得る教員も権利者としての意識を持っていないことが伺える。特に、個人の権利者の場合、著作権に対し実務的な環境でのみ携わる者が多いことから推測に難くない。

2点目の課題はサンプル調査という利用報告方法の問題である。サンプル調査は、標本調査とも呼ばれ「ある集団の中から一部の調査対象を選び出して調べ、その情報を基に、元の集団全体の状態を推計するもの」¹¹⁾である。先に述べたとおり、2021年度は1000校の教育機関に実施した。申請の方法は、「お支払手続きと権利者への分配方法について」¹²⁾にて記載されている。ところが「よくわからない」とか「任意だと思ったので」という声が一般的なところではないだろうか。サンプル調査を取った理由は、多忙な教育機関に余計な手間をかけないためとされている。つまり、教育機関が多忙であるということに鑑み、権利者側が本来は実績報告が欲しいところをサンプル調査に譲歩したのではないかと推測できる。本改正において補償金を払うことだけが注目されているが、実際は利用報告までが義務である。権利者側の譲歩にもかかわらず、教育機関の意識不足が垣間見られ、不均衡な状況が生まれている。「概要」では、「著作権処理を円滑に行えない」¹³⁾、「権利処理の要否が判断できない」¹⁴⁾ことが課題と挙げられているが、これらの現状をふまえると、この2つの課題以前に、やはり、教育機関の著作権に対する根本的な理解不足が問われるのである。

3点目の課題はガイドライン②の在り方の問題である。ガイドライン¹⁵⁾を作成することは、権利者の意思表示、利用者への注意喚起が行えるというメリットがある。また、著作権は一部を除き¹⁶⁾、親告罪¹⁷⁾であるので、教育機関と権利者との間で合意した法解釈が可視化されることは、「侵害」が起きた際に依拠できるものとして、双方にとって有益だと思われる¹⁸⁾。しかし課題は2つ残っており、その普及方法と解説方法である。いまだに「SARTRAS」って何ですか、という言葉を目にする。この補償金制度の核となる団体の存在すら知られていないのに、ガイドラインの存在はいったいどのレベルまで知られているのか、実に心もとない。解説方法の問題もあるだろうが、フォーラムが作成した2020年4月のガイドライン①を経て、同年12月のガイドライン②は様々な事例において解説が加えられている。また、高等教育においては著作物の利用において、必要と認められる限

度を超え「万一、紛争が生じた場合には授業担当者がその説明責任を負うことになります」¹⁹⁾と記載されている。にもかかわらず、実際にガイドライン②に目を通してしている授業担当者は一体どのくらいいるのだろうか。「補償金を払えばなにしてもいい」ではないことは、このガイドラインを読めば一目瞭然である。

本節の結論として言えることは、突き詰めれば、結局は、結果1つ目の課題であった研修につながっていく。教育機関に対して著作権の本質を伝えられるような研修を実施することが第一に求められている。

3) 児童(初等教育)・生徒(中等教育)と学生(高等教育)への影響

これまでは教育機関の「授業を担当する者」への課題を記述してきたが、第35条の射程はそれにとどまらない。児童・生徒と学生に対して、いかに第35条の特別な環境を伝えるかということも重要である。第35条の要件はいくつかに分けられるが「授業の過程」という要件を理解することが彼らには必要である。学校の授業のためであれば許される行為も、学校の外に出て、家庭での創作活動になった瞬間に著作権者への許諾が必要になる場合がある。しかし、そのことを児童・生徒と学生に伝えている教育機関はどのくらいあるのだろうか。そして、保護者にも注意喚起をしている教育機関はどのくらいあるのだろうか。小中学校・高校と大学で教員研修は行われているが、それは教員として気を付けなければならない点が主であり、児童・生徒と学生への指導という点までは踏み込めていない²⁰⁾。また、保護者に対して教育機関が研修をするのは、難しいのかもしれないが、通知をだすなどの注意喚起ぐらいはすべきである。

3. 学校図書館の立場

学校図書館は、学校図書館法第2条にて以下のように定められている。

この法律において「学校図書館」とは、小学校、中学校及び高等学校(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及

び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

また、図書館法第2条には次の通りある。

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。(下線筆者加筆)

この2つの条文が意味するところは、高等学校等以下の学校には図書館もしくは図書室の設置が義務付けられているが、図書館法でいう「図書館」からは除かれるということである。そして、著作権法第31条第2項改正法案では図書館の定義が「図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設」とされているので「児童又は生徒及び教員の利用に供する」学校図書館は著作権法第31条第2項の対象からは外れてしまうということになる。学校図書館は「学校」であるから著作権法第35条で対応できると思えてしまうが、既出のように「授業の過程」であるということが要件の1つであることから、学校図書館のすべての活動が認められるわけではないと考えるべきである。

ところで、図書館の機能の本質について考察するのであれば、「レファレンスサービス」は無視できないと思われる。レファレンスサービスについては「レファレンスサービスこそ、現代の図書館論では、図書館員の重要な牙城であるといえる」²¹⁾、「『地域の課題解決支援』というキーワードでレファレンス・サービスが重要だ」という認識が広まっています²²⁾などと紹介されており、2019年に公開された映画「ニューヨーク公共図書館エクス・リブリス」では205分の映像の中で、各分館のレファレンスサービスの様子が主に取り上げられていた。これらのことから「レファレンスサービス」は図書館機能の

中心にあるという理解で間違いないだろう。では、「レファレンスサービス」とはなんだろうか。現職の司書²³⁾は「個々人の知的好奇心を満たすためのサービス」と説明している。また、「利用者との全人格的な相互コミュニケーションのなかで、利用者の課題や問題を解決していく」²⁴⁾と定義づけるものもあるという。これまで意識的にレファレンスサービスを活用したことはなかったが、資料提案などもレファレンスサービスの中に含まれるとは思わなかった。しかし、学校図書館の司書(学校司書)と一緒に児童・生徒が資料探しをすることは、「調べ学習」の支援にもつながるだろうと実態から推測するのは難しい。

しかし、ここで学校図書館における現状も押さえておきたい。レファレンスサービスの中には今回の法改正に含まれる資料を利用者に公衆送信する行為も含まれる。学校図書館は著作権法第31条の「図書館等」には該当せず、著作権法第35条は「授業の過程」という制限がある。厳密にこれらを守ろうとすると、児童・生徒が授業と関係なく自身の知的な疑問を学校司書に確認した際、資料の書名などの書誌情報は送ることができても、一緒に調べた結果、図鑑に記載されているものをコピーすること、ましてや児童・生徒のタブレットやPC端末に送ることはできないのである。著作権法第35条の「授業の過程」という要件を外すことはできないが、著作権法第31条で学校図書館が「図書館等」に含まれるのであれば解決できるのである。35条のガイドラインでも「授業」の範囲が条文の表記よりも解釈論が先行している²⁵⁾ように、著作権法第31条ガイドラインで解釈の幅を広げることを提案する。

4. 著作権法第31条改正による補償金制度への提言

著作権法第31条第2項の改正は本当に必要だったのだろうか。著作権は権利者と利用者のバランスの上に成り立っているというのは、前号「図書館を取り巻く著作権の現状①」で既に述べた。しかし、図書館の場合、複製や公衆送信の主体は権利者でも利用者でもない「司書」である。バランス上に存在しない者が行為主体

となることには注意をはらいながら、三者にとって有意義な機能にするためには、より明確なガイドラインの作成と研修カリキュラムの作成が急務である。そのうえで、図書館側からこの改正によって可能になったサービスをアピールしなければならない。「人々は図書館が本を貸し出すためだけの施設だという認識を強くしてきた」²⁶⁾という自覚があるならば、なおさら本改正を無駄にしないためにもその努力は必要である。

1) ガイドラインについて

著作権法第31条の改正は、正規の電子出版等の市場との競合を防止するため、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は31条が適用されない。そのために「具体的な解釈・運用は、文化庁の関与の下で幅広い関係者によりガイドラインを作成」と「著作権法の一部を改正する法律(説明資料)」²⁷⁾の記載がある。したがって、これから施行までの2年の間でガイドラインが制定される。すでにある「改正著作権法第35条運用指針」は各事例に合わせて解説を掲載しているが、「権利者の利益を不当に害する」部分においては多種多様な権利者を対象とするため明確ではない。しかし、教育全般を対象とする第35条に対して、第31条は図書館に限定されており、権利者も限られているように思える。だからこそ、「権利者の利益を不当に害する」という点の事例解説よりも逐条解説のように、条文をどう解釈するのかという細かな解説を主題にする方が現場にとっては使いやすい。第35条と環境が異なり、司書は利用者と権利者の間に立ち、直接利用者と対峙しなければならない機会が圧倒的に多い。そして、事例というよりも法的根拠に基づいた説明を求められることの方が多いだろう。そうであるならば、逐条解説的なガイドラインが現場にとって有益なものとなる。

2) 研修について

研修については、著作権法第31条の改正では条文に盛り込まれた²⁸⁾。公衆送信できるのは、5つの要件を満たしている「特定図書館」であり、その5つの要件というのは、表2の通りである。

表2 特定図書館の要件

特定図書館の要件 (ア) 公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者を配置していること (イ) 公衆送信に関する業務に従事する職員に対して研修を実施していること (ウ) 利用者情報を適切に管理すること (エ) 公衆送信のために作成したデータの流出防止措置を講ずること (オ) その他、文部科学省令で定める措置を講ずること 著作権法の一部を改正する法律（説明資料） (https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/)より
--

この2つ目の要件が研修の実施である。第35条では研修については条文には記載されておらず、要請レベルと認識できる。これは大きな違いである。つまり、ガイドラインを作成すると共に研修カリキュラムの作成も必要であると提言したい。研修を個々の講師に一任してもよいが、研修内容の過不足によって、現場の司書の判断が異なることも予想できるだろう。また、補償金を支払うのは「図書館の設置者など」と考えると、研修を開催する主催者も「図書館の設置者など」になる。であるならば、地域や施設によって、研修の回数など差異が生じ司書の著作権の知識量も担保できなくなる。現在、現場の司書がどれくらい著作権の知識を持っているのか推測の域をでないが期待できるものではないが、研修内容に過不足があれば研修が条文に盛り込まれている意味がなくなってしまうのである。それに抗するなら、できることは、第31条の解釈だけでなく著作権の本質や考え方などの前提になるものから理解できるカリキュラムを作成することである。

5. おわりに

昨今の補償金制度については、著作権の報酬請求権化の促進のようにも見受けられる。その点における是非はここでは問わないが、コロナ禍という不測の事態により、これまで牛歩のように進んでいた権利処理の簡略化が一気に進んだことは間違いない。その結果、未だ、著作権を理解する土壌ができていない状態であることが露呈した。それ故に、唯一できることは、著作権教育や研修という以外に目下思いつかな

い。

注・引用・参考文献

- 1) 教育分野に関係する権利者団体が一致して、ライセンス等、適切な制度の受け皿づくりを検討するために作られた協議会である。
<https://forum.sartras.or.jp/conference/> (2021/10/11参照)
- 2) <https://forum.sartras.or.jp/forum/> (2021/10/19参照)
- 3) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム <https://forum.sartras.or.jp/forum/> (2021/10/16参照)
- 4) 「授業目的公衆送信補償金規程」令和2年12月18日認可 <https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/hoshokinkitei.pdf> (2021/10/16参照)
- 5) <https://sartras.or.jp/hokoku/> (2021/10/16参照)
- 6) 「教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要」2018年12月 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_14.pdf (2021/10/16参照)
- 7) 公益社団法人著作権情報センター <https://www.cric.or.jp/>
- 8) 上掲註5 p.10
- 9) この意識の背景には2020年度無償で行えたものが2021年度に有償になったことの説明不足、理解不足があるように思われる。
- 10) 具体的な事例は多々あるが、本稿では個別に例示することは避ける。
- 11) 総務省統計局ホームページ「統計学習の指導のために先生向け」 <https://www.stat.go.jp/teacher/survey.html> (2021/10/16参照)
- 12) 「お支払手続きと権利者への分配方法について」 https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/tetsuzukibunpai_sartras_20210129.pdf (2021/10/16参照)
- 13) 上掲註5 p.9
- 14) 上掲註5 p.10
- 15) ガイドライン①とガイドライン②の総称
- 16) 著作権法第123条第2項
第1号 有償著作物について、原作のまま複

製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆送信を行うこと

第2号 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆送信を行うために、当該有償著作物等を複製すること

17) 著作権法第123条第1項 第119条第1項から第3項まで、第120条の2第3号から及び第6号まで、第121条の2及び前条第1項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

18) 但し「改正著作権法第35条運用指針」は法的効力を持つものではないため、あくまでも参考にとどまる。

19) 「改正著作権法第35条運用指針」(令和3(2021)年度版)p.8

20) 教職員研修は大体45分前後から2時間だが、35条の解説の前に踏まえておかなければならない著作権の前提や35条の要件を丁寧に解説するとそれだけで、時間を使ってしまう。そして、教職員研修のほとんどは1回で終わってしまうため、児童・生徒、学生に対していかに指導するかまで及ぶことは難しいだろう。

21) 二村健「図書館の基礎と展望」第2版 ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望1 p.22 2021年 学文社

22) 山崎博樹編著『図書館を語る 未来につなぐメッセージ』〔齊藤誠一・山崎博樹「公立図書館のレファレンス・サービスの現状と課題、これから」〕(青弓社2021)p.119

23) 本稿を執筆するにあたり、高森北小学校 高森町子ども読書支援センター 司書 宮澤優子氏に協力を得た。

24) 上掲註20 p.22

25) 上掲註18 p.34

26) 山崎博樹編著『図書館を語る 未来につなぐメッセージ』〔原田隆史・山崎博樹「図書館、ICTを語りつくす」〕(青弓社2021)p.119

27) 「著作権法の一部を改正する法律(説明資料)」 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93181001_02.pdf p.8(2021/10/17参照)

28) 著作権法第31条第3項

3前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であつて次に掲げる要件を備えるものをいう。

一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。

二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つていること。

三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。

四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること

未来を創る学習(修)者を支援する場のかたち

Design of the Learning Space for the Future Learner

岩田 千穂*

1. はじめに

丸善雄松堂株式会社(以下、丸善雄松堂)は、1869年(明治2年)に創業し、2019年1月に創業150周年を迎えた。創業以来、学術分野を中心に様々な活動を行ってきたが、近年では学習・学修や研究に役立つ電子コンテンツの開発や販売、学びの場づくりや運営支援といった取り組みを行っている。

さて、一昨年来のコロナ禍のなかで、私たちを取り巻く生活のみならず、学習環境においても、世界的に大きく変化せざるを得ない状況となった。人々の移動が制限され、人と人との距離を空け、お互いの顔を見て話すことすら制限される中で、教育・研究機関では授業や学術発表のオンライン化を強制的に導入せざるを得ず、大きな混乱をもたらしたことは記憶に新しい。しかし、こういったオンライン化はいずれ必ず迎え入れる時が来たはずで、それが急激に早まっただけという見方もある。同時に、リアルな学びの場とヴァーチャルな学びの場とが今後どう共存していくかは、未知数である。

本稿では、まさにコロナ禍只中で行われた昨年11月の「図書館総合展」で当社が行ったアンケート「未来のまなび」アンケート結果¹⁾を紹介し、丸善雄松堂の考える、これから我々が持つべき力、それらを育む環境としての学びの場やその形について考える。

2. 学びの変容

本章では、昨年初めて完全オンラインで開催された「図書館総合展」で丸善雄松堂が特設サイト上で実施した「未来のまなび」アンケートの紹介と、これからの学びの形について考えていく。

1) 「未来のまなび」アンケート

丸善雄松堂は、2019年図書館総合展の出展コンセプト「10年後も必要とされる図書館を共にデザインする—利用者のInputからOutputまでを支援する新たな「知の拠点」—」での成果をさらに発展させ、丸善雄松堂のブランド方針「まなびのつながりを育む」をコンセプトとし、2020年図書館総合展へオンライン出展した。主に学習者中心(ラーナー・セントリック)の視点から、未来の図書館や図書館サービスについて参加者の方とともに考察するオンラインイベントや、「まなびのつながり」、「コミュニティづくり」等をキーワードとして丸善雄松堂のコンテンツやサービス、取り組みを紹介した²⁾。

本展開催期間中の2020年11月1日から30日までの30日間に実施された「未来のまなび」アンケートは、特設サイトを訪れた方が誰でも回答できる形式となっており、図書館員のみならず図書館利用者の方からも回答をいただいている。延べ231件の回答のうち、大学図書館の方の回答が121件と最も多く、続いて図書館関係者、図書館利用者の方が28件ずつと続き、公共図書館、学校図書館、企業・専門図書館の方が

*丸善雄松堂株式会社アカデミック・プロセス・ソリューション事業部 〒105-0022 東京都港区海岸1-9-18 国際浜松町ビル

*Chiho IWATA, Academic Process Solutions Division,

MARUZEN-YUSHODO Co., Ltd. 1-9-18 Kokusai Hamamatsucho Bldg., Kaigan, Minato-ku, Tokyo 105-0022 JAPAN

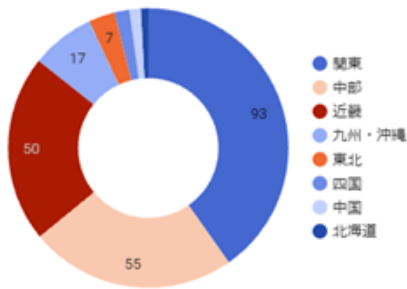


図1 アンケート回答者の属性

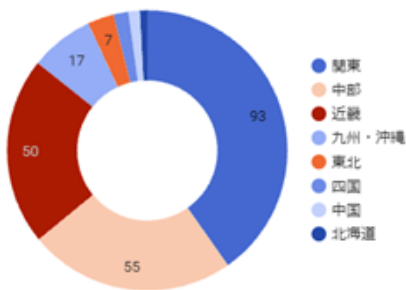


図2 アンケート回答者の居住・勤務地地域

らも回答されており、図書館関係者が大半を占めることがわかる(図1)。回答者の居住地や勤務地を見ると、オンラインアンケートであった効用もあり、関東のみならず中部、近畿、遠くは北海道からも回答をいただいた。年代別でみると、40代が最も多く、次いで50代、30代が多い(図2)。

本アンケートでは前述した属性、地域、年代

等に関する質問を含めて全16問の設問を用意した³⁾。その中で「リアルとオンラインの学びの関係性はこれからどうなると思いますか?」という問いに対して、現状のリアルを中心として一部でオンラインとの併用が行われ、またわずかにオンラインのみの学びの活動が存在する状況から、オンラインの学びの活動が拡大し、リアルのみ、オンラインのみ、リアルとオンラインの両方で実施する活動の量が同程度になっていくと考えている回答者が過半数を占めた。また、「ウィズコロナの時代の図書館が特に注力すべきことはなんだと思いますか? 優先すべきだと思う順に上から3つを選択してください」という問いに対して「最も優先すべき」と回答されたのは、コロナ禍の影響を大きく反映した「安全な施設運営」、「電子資料での情報提供」であった。一方で、優先順位2位、3位に選ばれた選択肢もあわせてみると、前述の2つに続いて「利用者による知識創造・情報発信の支援」、「課題解決の機会の提供」、「リアルでの体験の提供」も重視されていることが分かる(図3)。

この結果からは、当時、学びの場に求められる最優先事項はやはりコロナ対策としての安全性、急速な世界のオンライン化への対応としての「電子資料での情報提供」でありながら、回答者は、その先のこととして、学びの場の変容や、活動の変容についても注視していることが

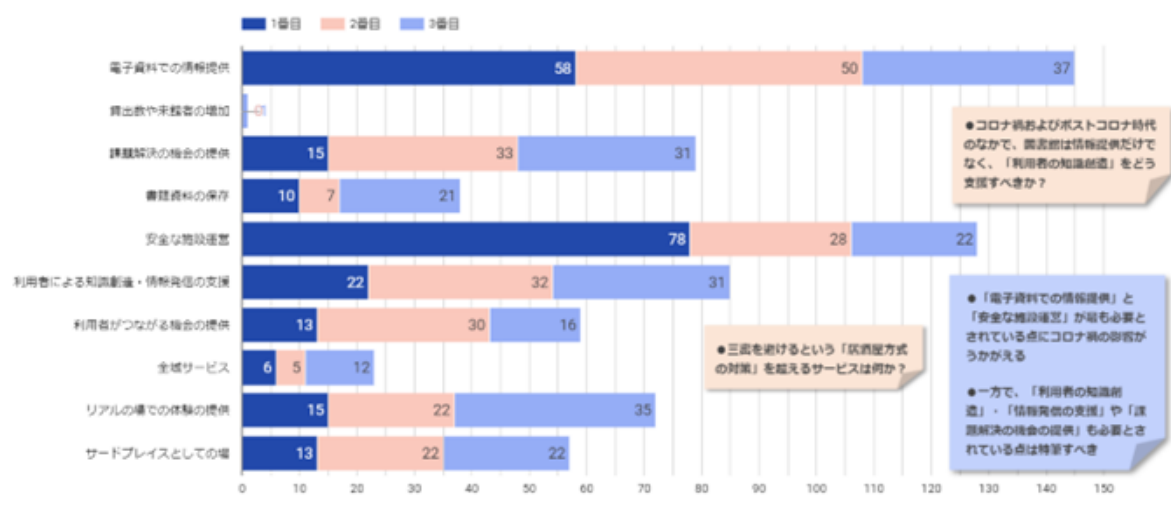


図3 「ウィズコロナの時代の図書館が特に注力すべきことはなんだと思いますか?」への回答

見えてくる。

次章では、社会背景の変化や関係機関の未来社会の人材育成に関する発表や社会背景をもとに、未来社会を支える人材について考える。

3. 未来社会を支える人材とその育成

1) 関係機関・省庁が提示する未来社会に必要な人材と教育

内閣府は、科学技術・イノベーション基本計画の第5期基本計画において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」である「Society 5.0」を提唱した。さらに、これを実現する人材に共通して必要な力を「文章や情報を正確に読み解き対話する力」「科学的に思考・吟味し活用する力」「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心、探求力」と表した。その後2021年3月に発表された第6期基本計画ではコロナ禍、Society 5.0を、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」と再定義し、「Society 5.0 時代には、自ら課題を発見し解決手法を模索する、探究的な活動を通じて身につく能力・資質が重要となる」とし、同時に、あらゆる情報がオンライン化していく中での情報リテラシーを醸成することの重要性、STEAM教育⁴⁾等を通して実物に触れ、感性・感覚を磨いていくことの必要性に触れている⁵⁾。

他方、グローバル化が進みテクノロジーのさらなる進化などによるVUCA⁶⁾、あるいは予測不可能な時代に必要な人材について、関係機関が発表している。これらを受けて、丸善雄松堂は、未来社会に必要な人材が持つべき「6つの力」と、学びに必要な環境要素を考察した。

2) 丸善雄松堂が考える「6つの力」

丸善雄松堂は、前節で述べたような関係機関の発表や社会背景を受けて、「知りたい、学びたい」と願うすべての人が「学習者」あるいは「学修者」であるという前提のもと、人々が自ら未来を切り開くために必要な6つの力を「人間力」と捉え、次のように定義している。

6つの力大きく「論理的思考を高めるため

の力」と「表現力を高めるための力」に区分される。前者に含まれるものとして、次の3つの力を設定する。

○主体的・自律的に学ぶ力

自ら熱意をもって学ぼうとし、また学びの楽しさをもって学びの姿勢を継続して持ち続けることができる。

○情報を読み解く力

自らを取り巻く世界について学び、複雑で重要な問題を理性的・倫理的に分析・整理し、判断することができる。

○先を読む・問いを立てる力

自ら問題を発見し、課題を解決するために批判的、創造的に思考を拡げることができる。

次に、「表現力を高めるための力」に区分される3つを次の通り設定する。

○対話・協働する力

他者に心を開き、分かち合い、他者との相互作用により協調的な取り組み、創造的活動を試みることができる。

○異文化・多様性を受容する力

異なる文化・思想への十分な見識を元に、多様な考え方をを持った個の存在を受け入れ、共存することができる。

○実行・実現する力

自らを取り巻く社会をよりよいものにし、人の役に立つために責任をもって自律的に行動し、同時に得られる自己成長に喜びを感じることができる

続いて、これら「6つの力」は、どのような場所(場)で育まれていくのか、という問いに対して、丸善雄松堂では「次世代ラーニングコモンズ(仮称)」を設定し、これまでのラーニングコモンズからどのように変わっていくのか、どのような場であるべきなのかを考えていく。

3) ラーニングコモンズの進化と

「次世代ラーニングコモンズ(仮称)」

2005年ACRL (Association of College & Research Libraries) 第12回全国会議で「インフォメーション・コモンズからラーニング・コモンズへ」というテーマのセッションが行われて以降、国内でもラーニングコモンズは年々増加してきた。文部科学省が毎年実施している学術情報基盤実態調査(旧大学図書館実態調査)の2020年の調査結果によれば、2020年時点で801大学のうち557大学にアクティブ・ラーニング・スペースが設置されており、10年前の調査結果と比較すると実に5倍に増えている⁷⁾。このことから、国内の大学へのアクティブ・ラーニング・スペースの設置が進み、定着しつつあることが推察される。他方、大学のみならず公共図書館にもこういったスペースが設置される例も、近年出てきている。

文部科学省は、アクティブ・ラーニング・スペースを「複数の学生が集まって、電子情報や印刷物も含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にするスペースであり、コンピュータ設備や印刷物を提供するだけでなく、それらを使った

学生の自学自習を支援する人的サービスも提供しているものを指す。」と説明している。本稿では、アクティブ・ラーニング・スペースを総じて「ラーニングコモンズ」と呼ぶ。

ラーニングコモンズが学習の場として担うべき機能を概観していくと、近い将来、学習スタイルの変化に沿って変化・進化していく可能性・必要性をもつ施設であると言えよう。丸善雄松堂は、次世代のラーニングコモンズを、前節で述べた「6つの力」を育む学びの場であると考え、「次世代ラーニングコモンズ(仮称)」を「学ぶ(Learn)、つくる(Creative)、伝える(Share)」という3つのアクションで構成する活動サイクルが循環する場⁸⁾であり、「課題を解決するためのモノ・コトづくりを通して、小さな失敗と小さな成功を積み重ねることができる場」と定義する。

現在のラーニングコモンズをベースとして、そこへ様々な機能が加わることにより、「6つの力」を育む場となる(表1)。そういった中で、これまでラーニングコモンズで行われてきたアクティブ・ラーニングに加えてクリエイティブ・ラーニング⁹⁾も可能になる(図4)。ラーニングコモンズはより開いた場となり、ラーニングコ

表1 「次世代ラーニングコモンズ」の機能想定

機能	主なアウトカム (学習成果)	学習方法	学習環境の構成要素					
			情報源	空間	什器	利用者サービス	コミュニティ (共同体)	コモンズ (共有財)
図書館 (メディアセンター)	・知識 ・情報リテラシー能力	・資料閲覧 ・論文・レポート作成 ・動画・音声ファイル作成	・印刷体資料 ・電子書籍 ・データベース ・ウェブ ・動画・音声ファイルなど	・静寂な空間 ・情報が整理・整備され閲覧が可能な環境 ・資料の保存、管理に適した環境	・固定席 ・開架書架 ・開架書庫 ・固定端末 ・メディア機器、視聴覚ルーム	・資料の貸出 ・レファレンス ・機器・施設の貸出	・教職員 ・学生	・学術情報
ラーニング コモンズ (LC)	・知識 ・社会人基礎力 (「前に踏み出す力」 「考え抜く力」 「チームで働く力」)	・グループディスカッション ・共同作業 ・プレゼンテーション	(上記に加えて) ・他の学生との会話・対話	・オープンで会話が飛び交う空間 ・アイデアや議論を書き留め見える化できる場	・共同学習・作業のための可動式椅子・テーブル ・ホワイトボード、模造紙など ・Wi-Fi環境(フリーアクセス)	・機器・施設の貸出 ・学習支援 ・プロジェクト運営支援	・教職員 ・学生	・書籍や雑誌等 ・学生(の教え合い) ・成果物(知)
次世代 ラーニング コモンズ (NGLC)	・知識 ・「6つの力」 (前頁参照)	・モノ・コトづくり ・地域社会との関わりから得られる課題発見・解決 ・リモートでの他大学・組織との協働	(上記に加え) ・他の学生との共同成果物 ・地域、近隣住民との会話・対話 ・他大学の学生・教職員や企業などの外部組織との会話・対話	(上記に加え) ・モノ・コトづくりのための空間 ・地域に開いた場 ・容易にリモートで全国と繋がる環境	(上記に加え) ・作業台 ・各種デジタルテクノロジー機器等	(上記に加え) ・アイデア着想支援 ・知財に関するアドバイス ・地域ネットワークとの接続 ・機器の利用講習 ・外部組織による講座開催	・教職員 ・学生 ・地域社会(住民、行政、企業、その他の団体など)	・学術情報 ・学生(の教え合い) ・カルチャー(≒場の雰囲気) ・地域住民 ・成果物(モノ・コト・知) ・プロセス(失敗含め)



図4 学びのトレンド概観

モンズ内だけにとどまらない地域社会や全国の学習(修)者とつながることができる環境となって、多様な人の集まりや交流が生まれ、より大きなコミュニティがリアルやオンラインで形成されることが想定される。また、従来の情報収集に加えて、モノ・コトづくりが可能な各種デジタル機器が用意され、その利用サポートや着想サポートも支援サービスの一部となり、学習(修)者の活動を促していく。成果物は他の学習(修)者へ共有・発表され、ラーニングコモンズの共有材として集積し、さらに別の活動へと活かされていく。もちろん、従来の図書館がもっている情報へのアクセスも可能で、おそらく同様に電子書籍やオープンデータへもアクセスできる。情報検索サポートももちろん、支援サービスの一つとなるだろう。

こういった環境の中で、学習(修)者は、前節で述べたような「6つの力」を育み、未来社会を支える人材となっていく、というストーリーである。

丸善雄松堂は、これまでに図書館やラーニングコモンズの運営で培ってきたノウハウと未来の学習(修)環境の在り方に関する考察をもとに、「次世代ラーニングコモンズ」で学習(修)者へ提供されるべきサービスを空間面、活動面、情報面から多角的に提供することが必要であり、地域や設置施設の特性、目的に合わせて構築していくことが肝要と考えている。

4. 次世代ラーニングコモンズのイメージ事例

本章では、「次世代ラーニングコモンズ」のイメージに近い事例を2例紹介する。本稿では、あえて、大学図書館ではなく海外と国内の公立図書館の事例を紹介している。

1) ヘルシンキ中央図書館 [Oodi(オーディ)]

まず、2019年にIFLA(国際図書館連盟)が選ぶ「Public Library of the Year」を受賞した、フィンランドのヘルシンキ中央図書館を紹介する(写真1、2)。

図書館は、ヘルシンキの玄関口であるヘルシンキ中央駅(エリエル・サーリネン設計)に向けてメインエントランスが開き、周囲にフィンランド音楽センターやヘルシンキ現代美術館などが隣接する。この図書館は「すべての人に開かれた、生活的で機能的な出会いの場であり、新しい時代の図書館である」と提唱している。

建物は3階建て、各フロアが異なるコンセプトのもと構成され、様々な形での学びを促している。1階は「event, coffee and meeting」をコンセプトにエントランスホール、公共施設や映画館、多目的ホールなどのイベント会場が入り、クイックライブラリーサービスとして図書

の貸出返却カウンターが用意されている。2階は「workshop, learning and meeting」をコンセプトとしており、これが次世代ラーニングコモンスの想定した形に近似する。このフロアには、仕事をする、活動しながら学ぶ場、他者と対話し時間を共有する場としてワークスペースやグループ室が用意され、スタジオ、キッチン、ゲームルームなどがある。また、3Dプリンタ、レーザーカッター、UVプリンタなどのデジタルファブリケーション機器が置かれ、制作活動ができる。最上階の3階は「Book Heaven, Citizens' Balcony and children's section」で、伝統的な図書館の形式に最も近いフロアである。「本の天国」と称し、リラックしながら本を読むことができる。「市民のバルコニー」、子供向けのセクションやカフェがある。



写真1 ヘルシンキ中央図書館外観
(丸善雄松堂社員撮影)



写真2 ヘルシンキ中央図書館内観
(丸善雄松堂社員撮影)

2) 山口情報芸術センター [YCAM(ワイカム)]

JR山口線の湯田温泉駅と山口駅の間付近に位置する山口情報芸術センター(Yamaguchi Center for Arts and Media)は、展示空間、劇場、ギャラリー、映画館、市立図書館などを擁す複合施設である(写真3)。ホワイエや廊下は空間を広くとり、インスタレーション作品の展示や各種イベントの実施スペースとしても活用できる。特筆すべきは、R&D(Research & Development)すなわち研究開発を基軸に、その活動を通して生まれた知的資源を「芸術表現」「教育」「コミュニティ」の三領域に展開するこ



写真3 山口市情報芸術センター外観
(公式サイトより)

とではかの行政には類を見ないサービスを提供している点である。

山口情報芸術センター内には「YCAM インターラボ(Inter Lab)」が設置され、市民や専門家とコラボレーションしながら活動を実施している。その中心となる「R&D(研究開発: Research & Development)プロジェクト」として、現在は、「未来の山口の授業」(2016年～)、「YCAM スポーツ・リサーチ」(2015年～)、「YCAM バイオ・リサーチ」(2015年～)の3プロジェクトが進行中である。また、2012年から2014年までの2年間にわたって実施された教育プロジェクト「メディアアートセンターから提案する新しい学び場環境「コロガル公園」シリーズ」は、2014年度のグッドデザイン賞を受賞した(写真4)。

中でも、「未来の山口の授業」プロジェクトでは、「メディア・テクノロジーの応用に関するYCAMの豊富な知見を活かして、小中学校で実施可能な教育プログラムの開発を行うとともに、それを次世代に向けた新たな教育モデルとして全国に発信して」いくことを掲げ、2016年度に小学生向けの教育プログラム「スポーツ・ハッカソン for kids」を開発し、市内の小中学校で実施した。このハッカソンは、「YCAM スポーツ・リサーチ」プロジェクトの成果に基づいているとのことで、複数のプロジェクトに横串が入り繋がっているのが興味深い。

さらには、2021年6月のプレスリリースで、2023年の開館20周年を前に、地域コミュニティ

や市民のための学びの場としてのアートセンターの役割を再考するプロジェクト「オルタナティブ・エデュケーション」の始動が発表され、その第一弾展覧会が2021年10月より開催される¹⁰⁾。コロナ禍で立ち上がった教育プロジェクトとして、今後の活動を注視していきたい。

5. おわりに

今回、日本農学図書館協議会のご好意により、丸善雄松堂の学びの場に関する取組み事例をご紹介させて頂く機会を頂戴し、日本農学図書館協議会の惟村副会長と村上理事に篤くお礼を申し上げます。

丸善雄松堂は、コロナ後・コロナと共に生きる中での学習(修)について引き続き検討を続け、新しい学習(修)環境づくりや活動支援、場の運営支援に貢献して参りたいと考えている。

注・参考文献

- 1) 丸善雄松堂は、2020年11月に開催された図書館総合展において、「未来のまなび」アンケートを行った。231件の回答を得て、その結果を特設サイトにて公開している(2021年10月現在)。また、期間中にはアンケートの回答状況をリアルタイムに可視化(データビジュアライゼーション)し、特設サイト上で公開した。https://sites.google.com/view/mylf2020/eventa_work(参照2021-10-15)
- 2) 2020年11月に開催された図書館総合展における丸善雄松堂の出展報告詳細は、特設サイトにてご参照いただきたい。<https://sites.google.com/view/mylf2020/home>(参照2021-10-15)
- また、2019年の図書館総合展出展レポートもオンラインで公開されている。<https://yushodo.maruzen.co.jp/wp-content/uploads/2020/08/release20200201.pdf>(参照2021-10-15)
- 3) アンケートの回答状況は期間中、リアルタイムに可視化(データビジュアライゼーション)した。こういった試みができることはオンライン化の効用である。
- 4) Science、Technology、Engineering、Art(s)、Mathematics等の分野を横断する、教科横断



写真4 「コロガル公園」の様子
(筆者撮影)

型教育をSTE(A)M教育と呼ぶ。

- 5) 内閣府「科学技術・イノベーション基本計画」2021年3月26日
- 6) 「VUCA(ブーカ)」とは、Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字をとった言葉であり、2000年代以降の急速なグローバル化や技術発達などにより将来予測が非常に困難状況を表して、「VUCA時代」「VUCAワールド」などと表現される。
- 7) 2020年5月1日現在の数。
- 8) ファブラボネットワークはLearn-Make-Shareサイクルを提唱している。これに立脚しつつ、丸善雄松堂は「Make」を「Creative」と考え、Learn-Creative-Shareサイクルを行う場として「次世代ラーニングコモンズ」を提案する。
- 9) 「つくることによって学ぶ」「つくるなかで学ぶ」という学びの一つの形を指す。
- 10) 詳細は、山口情報芸術センターによるプレスリリースを参照されたい。展覧会は、当初2021年9月18日より開始する予定であったが、新型コロナウイルス対策のため10月30日からの開催に変更された。<https://www.ycam.jp/events/2021/kurikulab/>(参照2021-10-19)

帯広畜産大学附属図書館における新型コロナウイルス感染症対応

Countermeasure for COVID-19 in Obihiro University of Agriculture and Veterinary Medicine Library

佐藤 亜紀*

1. はじめに

本稿では、帯広畜産大学附属図書館において新型コロナウイルス感染症へどのように対応したか、現在も行っているのか、について利用者サービスを中心として報告する。

1) 帯広畜産大学(以下、本学)について

本学は北海道十勝平野の真ん中、帯広市に位置しており、キャンパスの広さは約190ヘクタール¹⁾、東京ドーム約40個分の広大な敷地を有している。通りを挟んだ向かいには、漫画『銀の匙』のモデルとなった帯広農業高等学校²⁾があり、キャンパス内にもロケ地があるなど観光地にもなっている。最近では、国立大学法人初となる酒蔵『碧雲蔵』³⁾が開設したことで話題となった。学部は畜産学部のみで単科大学で、獣医師を養成する共同獣医学課程、農畜産から環境や野生動物を研究対象とする畜産科学課程がある。学生数は1,372人(大学院含む)、教職員数は345人の約2,000人がメインのサービス対象である。1学年の半数以上、3分の2は道外出

身者が占め地方大学ながら全国各地からの入学者がいる⁴⁾。

2) 帯広畜産大学附属図書館について

附属図書館(以下本館)は2019年7月にリニューアルオープンしたばかりの新しい施設である。館内は、畑作地帯十勝平野を連想させる色を取り入れた書架、農業に関わる人や動物を切り取った写真パネルなど随所に『十勝』がさりばめられている。蔵書は自然科学と産業を中心に約22万冊を所蔵しており、閉架の書庫はなく、4か所の集密書架を除きすべて一般書架である。閲覧座席数は196席で、現在は81席使用している。

2. 本学、本館における対応

1) 2020年1月～2021年10月の主な出来事と対応

以下の表に昨年1月以降の新型コロナウイルス感染症関連事項をまとめた。

＜表1 2020年1月～2021年10月の主な出来事と対応＞

年月	図書館	大学	国・道・市など
2020.1		一時帰国中の中国人留学生健康状況確認	WHO 新型コロナウイルスを確認 ⁵⁾ 、国内初の患者 ⁶⁾
2		上記留学生の帰国と健康観察(2週間待機)、学生・学生団体への感染拡大防止に関する注意喚起	大型クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号で集団感染 ⁷⁾ 、道内在住者初の患者確認 ⁸⁾ 、全道の小中学校休校要請(2/27-3/4) ⁹⁾ 、十勝管内初

*帯広畜産大学附属図書館 北海道帯広市稲田町西2線11番地

*Aki SATO, Obihiro University of Agriculture and Veterinary Medicine Library Inada-cho, Obihiro, Hokkaido 080-8555, Japan

帯広畜産大学附属図書館における新型コロナウイルス感染症対応

			の患者確認 ¹⁰⁾ 、北海道独自の緊急事態宣言発令(2/28-3/19) ¹¹⁾
3	閉館(1-31日ILL等館外サービスのみ稼働)	課外活動の禁止	WHO 新型コロナウイルスの感染拡大をパンデミックと認定 ¹²⁾
4	開館(9-17時、学外者利用不可) 席の間引き、1階ラーニングコモンズエリア利用停止、貸出カウンタに簡易遮蔽、手作りマスク台設置	不要不急の大学構内への立ち入りの自粛を依頼、マスク着用呼びかけ	全国に緊急事態宣言発令(4/16-5/6) ¹³⁾
5	コロナ展示開始 PCコーナーにOAクリーナー設置 貸出&返却カウンタに遮蔽ビニールシート設置、土曜開館開始	新入生オリエンテーション(一部を除き、オンライン)、Zoomによる授業開始(土曜も開始)、正面玄関にて検温開始	緊急事態宣言延長(5/7-31) 解除(25日) ¹³⁾
6	帯広市図書館市民文庫入替(団体貸出、以降2ヶ月に1度)		
7	不要資料リユース開始(10/31まで)	一部実習、実験、演習にて対面開始	
8	ワークスタディ勤務開始、論文執筆セミナー開催(ウェビナー)	オープンキャンパス中止(Web開催)	
9		新入生オリエンテーション(対面)	
10	夜間開館開始19時まで(19日から)	一年次開講科目において3密回避し対面受講可、課外活動条件付き再開	
11	大学の活動基準レベル引き上げにより夜間開館中止(11/9-20)、レベル引き下げにより再開(24日から)	学内初の陽性者	
12	夜間開館の延長21時まで(9-25日)	畜大ふれあいフェスティバル中止(Web開催へ)	
2021.1	帯広市図書館連携イベント(8日)、1階ラーニングコモンズエリア学習席の提供再開	大学入学共通テスト	
2	選書ツアー、夜間開館延長22時まで(1-22日)、学生休業期開館(23日から)	個別学力試験(前期)	
3	PCコーナーに透明遮蔽板設置、全席(16台)利用可能	個別学力試験(後期)	
4	夜間開館開始21時まで(5日から)、学外者利用再開(平日、貸出返却のみ)	新入生オリエンテーション(対面)	
5	緊急事態宣言発令により学外者利用停止、夜間開館19時に短縮	学生の陽性者	北海道に緊急事態宣言発令(16-31日) ¹³⁾
6	宣言終了により夜間開館延長21時まで、大学の方針により学外者利用停止継続		宣言延長(1-20日) ¹³⁾
7	夜間開館延長22時まで(1-21日)、陽性者の複数確認により閉館(28-31日)	教職員の陽性者、学生の陽性者、クラスター認定(30日) ¹⁴⁾	

8	閉館(9日まで)、再開17時閉館		北海道に緊急事態宣言発令(27日から) ¹³⁾
9			緊急事態宣言解除(30日) ¹³⁾
10	後期授業開始とともに夜間開館19時まで、土日開館再開(23日から)		

2) 本館における対応についての捕捉

上記表にまとめたように、本館は2020年の3月いっぱい閉館したのち、4月以降はクラスター発生時を除き開館している。開館時間は、大学の活動レベルに合わせて延長または短縮している。

新型コロナウイルス感染症対応として、閲覧机・座席の消毒、閲覧机の間引き、ラーニングコモンズの利用停止(学習机として活用)、手指消毒の設置(出入口)、パソコンエリアにOAクリーナー設置、学外者の利用制限(専門的な図書の貸出返却とILLのみ可能)を行っている。

一見、新型コロナウイルス感染症と無関係と思われるような帯広市図書館との連携事業(市民文庫、イベント)や各種館内イベントについても表に記入しているのは、そのようなイベントを行えるような社会情勢であったことを示すためである。

学外利用者については、大学の活動基準により学外者の入構(建物への立ち入り)が禁じられたこともあり、昨年度の始めはお断りせざるを得なかった。しかし、電話での問い合わせや、近隣の公共図書館に所蔵していない本館の専門資料の利用を望む声があったため、事前連絡により貸し出しを再開することとした(建物へ立ち入ることができない時は出入口での受け渡し)。なお、平時より非来館でのILL(文献複写)は行っており、閉館していた2020年3月もサービスは続けていた。

3. 利用状況

2019年度と2020年度の入館者、図書貸出冊数、帯広市図書館市民文庫貸出冊数から利用状況を概観する。

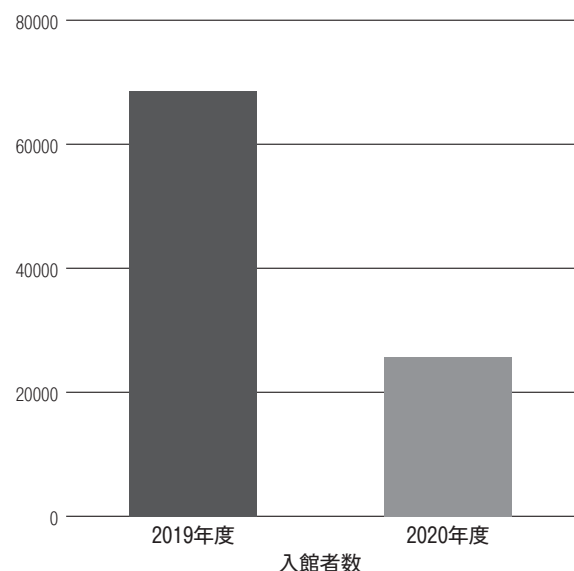
1) 入館者数

冒頭で触れたように本館は2019年7月にリ

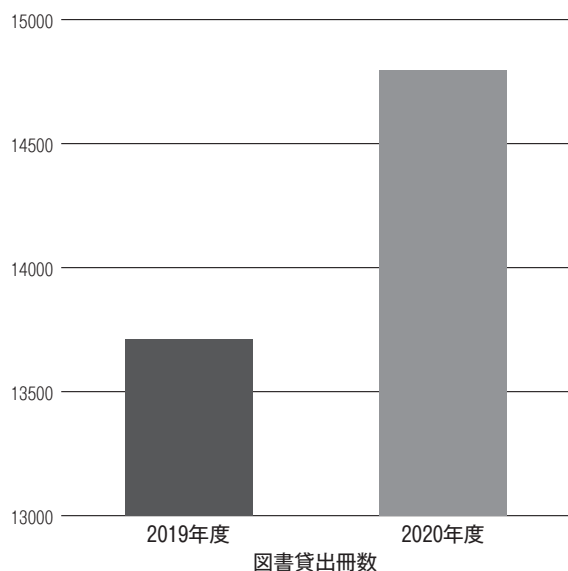
ニューアルオープンしており、2019年は4月から7月の中旬までの3か月強、臨時図書館にて開館していた。その期間は入館者数が取得できず、2019年度の統計には入っていない。一方、2020年度はまとまった閉館はなかったものの、年度の当初から新入生や帰省していた学生は自宅待機となり、キャンパスに来られない学生が多くいた。9か月開館した2019年度と12か月開館した2020年度を比較すると2.6倍の開きがあり、入館者数の減少は新型コロナウイルス感染症の影響であると言える。(図1)

2) 貸出冊数

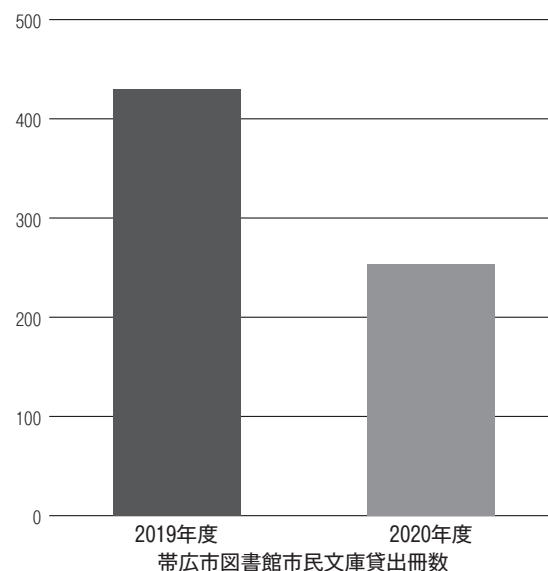
図書の貸出冊数を比較すると2019年度よりも約1,000冊多く2020年度に借りられている。入館者数が減ったのにも関わらず貸出冊数が増えたという事は、「図書を利用する(借りる)」という目的で来館した学生が多かったとみることができるのかもしれない(年度の初めは不要不急の構内立ち入りを学生にも自粛するよう大学



<図1 2019年度と2020年度の入館者数>



<図2 2019年度と2020年度の図書貸出冊数>



<図3 2019年度と2020年度の
帯広市図書館市民文庫貸出冊数>

側から呼びかけていた影響もあるだろう)。(図2)

そして学外者利用に直結していたとみられるのが帯広市図書館市民文庫※の利用であり、貸出冊数が半分強に減っている。(図3)

※帯広市図書館市民文庫は常時約200冊を帯広市図書館から借り受けている団体貸出である。利用者は本館の貸出冊数とは別に3冊2週間借りることができる。本館蔵書に少ないジャンル(小説、料理、絵本、コミック等)がある。

4. まとめと今後の展望

以上、本学の動きと合わせて本館で行ってきた主なことが表によりお分かりいただけるかと思う。改めてこの1年半を振り返ってみると、本学は道東の十勝地域に位置しており北海道と言っても札幌のような危機的な感染拡大は今のところ避けられている。そのため、長期の閉館や入館制限もせずサービスを止めることなく提供することが出来た。

また、本館でも他大学図書館同様、学外のネットワーク上からも利用可能なデータベースや電子ブックの収集とその広報に力を入れている。広報として、Twitter上にて北海道大学水産学部図書室と連携しテーマに沿った電子ブックを選んでつぶやく『電子ブック十番勝負』¹⁵⁾の他、

ウェブ本棚サービス『ブックログ』¹⁶⁾を使用した電子ブックの可視化、就職活動の情報収集に有用なデータベースを就職支援室に売り込むといったことを行った。

最後に、今回の新型コロナウイルス感染症対応は目に見えないウイルス(リスク)に対するものである。見えないもの、わからないものへの対応ということで消毒や換気等どこまでやるかの見極めが難しいところもある。しかし、リスクマネジメントという点では地震や風水害と同様に利用者サービスの継続とリスク対応のバランスが重要である。今後来るかもしれない感染拡大「第6波」、また発生確率が高まっていると言われている十勝沖地震¹⁷⁾にも日ごろから備えておきたい。

参考資料

- 1) 「建物・施設」帯広畜産大学
<https://www.obihiro.ac.jp/facilities> (2021年10月22日閲覧)
- 2) 「帯農高をモデルにした連載漫画が話題」十勝毎日新聞電子版 2011.5.17
<https://kachimai.jp/article/index.php?no=20110517023001> (2021年10月22日閲覧)
- 3) 上川大雪酒造

- <https://tokachi-taisetsu.co.jp/>(2021年10月22日閲覧)
- 4) 「入学志願者数・入学者数」帯広畜産大学
<https://www.obihiro.ac.jp/number-exams>
(2021年10月22日閲覧)
- 5) 「新型コロナウイルス－中国」厚生労働省
検疫所FORTH
<https://www.forth.go.jp/topics/202001201520.html>(2021年10月22日閲覧)
- 6) 「中国・武漢の新型ウイルス、2人目の死者
日本でも感染者」BBCニュース
<https://www.bbc.com/japanese/51144971>
(2021年10月22日閲覧)
- 7) 「報道発表一覧」厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00108.html(2021年10月22日閲覧)
- 8) 「発生状況：令和2年1月－3月」北海道
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kak/hasseijoukyou/reiwa2nen1-3.html>(2021年10月22日閲覧)
- 9) 「北海道教委、全小中学校の休校要請へ」
毎日新聞 2020.2.26
<https://mainichi.jp/articles/20200226/k00/00m/040/101000c>(2021年10月22日閲覧)
- 10) 「新型肺炎 十勝で初の感染」十勝毎日新聞
電子版 2020.2.27
<https://kachimai.jp/article/index.php?no=202022716146>(2021年10月22日閲覧)
- 11) 「これまでの宣言等」北海道
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/koronasengen.html> (2021年10月22日閲覧)
- 12) 「WHO、「COVID-19はパンデミック」の
認識表明」日経メディカル
<https://medical.nikkeibp.co.jp/leaf/mem/pub/report/t344/202003/564721.html> (2021年10月22日閲覧)
- 13) 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言
の概要」新型コロナウイルス感染症対策
https://corona.go.jp/news/news_20200421_70.html(2021年10月22日閲覧)
- 14) 「十勝は18人 うち8人の経路不明 帯畜
大でクラスター」十勝毎日新聞電子版 2021.
7.30
<https://kachimai.jp/article/index.php?no=538698>(2021年10月22日閲覧)
- 15) 帯広畜産大学図書館(@lib_sup)のTwitter
https://twitter.com/lib_sup/status/1400711630153871368(2021年10月22日閲覧)
- 16) 帯広畜産大学図書館のブックログ
<https://booklog.jp/users/tikudailib>(2021年10月22日閲覧)
- 17) 「「今の北海道は3・11前の東北と似ている」
必ず来る道東沖超巨大地震 急がれる
観測強化、考えるべき社会とは」勝毎電子版
ジャーナル 2021.3.10
<https://kachimai.jp/article/index.php?no=202139142047>(2021年10月22日閲覧)

世界的に評価の高いシンガポールの図書館とシンガポールの現在

World High Rated Singapore Library and Present Singapore

カスマラ 知子*

1. はじめに

筆者は東京にある私立大学医学図書館で司書として約16年間勤務した後、2016年8月末からシンガポールに家族で移住し、現在に至っている。

シンガポールは東南アジア、マレー半島の先端に位置し、日本(東京)から飛行機で約6-7時間、時差は日本より1時間マイナスの熱帯モンスーン気候の都市国家である。

2020年初頭からCovid-19パンデミックによる影響を世界的に受けているが、その中でシンガポールの図書館がどのように対応しているか、また日本に比べデジタル化の進むシンガポールでは、その恩恵を図書館ではどのような形で受け入れているか、環境問題や教育事情なども含め、現状を解説していく。

2. シンガポールの図書館の歴史¹⁾

国立図書館は大英帝国が支配する1823年に設立された。当時はSingapore Institutionという学校の中の図書館で、そこの学生とスタッフが利用でき、それ以外の一般の人は月に25セント支払うことで利用することができた。宣教師・慈善家・教育者であったロバート・モリソン博士(Dr Robert Morrison)が最初の司書となり、図書館初期の発展において重要な役割を果たした。

図書館の開館を学校の時間外に求める声が高

まり、1845年1月22日にシンガポール図書館が設立され開館した。

1942年から1945年の日本統治下では「昭南図書館」と改名し、一般利用はできなくなった。

その後日本の敗戦により、再びイギリス統治が始まり、一般の人が無料で利用できるようになった。

シンガポールは1965年8月9日にマレーシア連邦を脱退して独立し、主権民主国家となった。その頃から多民族、多言語国家のシンガポールでは英語書籍から中国語、マレー語、タミル語に翻訳されるようになった。

1970年代に入ってから分館ができ始め、全国に公共図書館ネットワークが築かれるようになった。

3. シンガポールの教育²⁾

シンガポールの教育制度は、MOE (Ministry of Education: 教育省) が管轄で、イギリスの植民地時代の影響を大きく受けており、各学年の分け方や呼称も、イギリスの制度と同様なものが多く見受けられる。しかし、教育システム自体においては独自のシステムをとっている。そのシステムの下、世界でも有数の高水準の教育を国民に提供している。

シンガポールは多民族国家である。主に、中華系、マレー系及びインド系で構成されている。公用語は英語、中国語、マレー語、タミル語で

*主婦、シンガポール在住

*Tomoko KASMARA, Housewife, Singapore resident

あるが、学校³⁾の授業は英語で行われる。それぞれの母国語である中国語、マレー語及びタミル語教育も、熱心に行われている。これは、シンガポール建国の父であるリー・クアンユー (Lee Kuan Yew, 李光耀) がシンガポール独立時に国を発展させるに当たり、国語問題の扱いが極めて重要な問題であるとし、それぞれの民族のアイデンティティーを失わないように、またそれぞれの民族を尊重し融和できるよう始めた、政府の政策の一つであったようだ。政府は1973年から二言語政策を始め、学校でも英語とそれぞれの母語を教えるようになった⁴⁾。

学校で授業として教えられている第二外国語は、先述した通り中国語、マレー語、タミル語の3つとなるが、昨今それら以外の言語を母国語とする生徒が増加している為、MOEが認める場合のみ、上記3つの母国語の単位取得を免除される事がある。但し、このような場合、中国語、マレー語、タミル語に代わる言語(外国語)を学校外で独自に学習する必要がある、申請時にMOEへの確認と承認が必要となる。

外国語を選択する子供のための図書(各国語書籍)が各公共図書館にあるが、MOEからの外国語履修の許可書を持っている人以外は利用できない。そこには母国語のコレクションがあり、全体で、190万冊近くの書籍と、26,000点を超える電子書籍がある。日本語の図書も多数あるようだが、残念ながら一般の人は利用できない。

4. シンガポールの公共図書館

シンガポールの公共図書館は大きく分けて3つのタイプがある。

- ・ 国立図書館 1ヶ所(蔵書60万冊以上)
- ・ 地域図書館 3ヶ所(地域図書館の目安：蔵書各40万冊)
- ・ 公共図書館 23ヶ所(公共図書館の目安：蔵書各10～20万冊)

筆者は2020年10月から2021年7月にかけて、4つの図書館を見学したので、その記録を報告する。なお、閲覧は旅行客でも誰でも利用可能だが、借用等は登録料及び年会費が必要である。

登録料：(2021年7月26日現在のデータ：1シンガポールドル=81.09円)

シンガポール国籍・・無料

永住権保持者・外国人・・S\$10.5(約851円)

年会費：

シンガポール国籍・永住権保持者・・無料

外国人・・S\$42.8(約3,470円)

1) 国立図書館⁵⁾

国立図書館はレファレンス図書館 (Lee Kong Chian Reference Library) と、公共図書館 (Central Lending Library) で構成されている。MRT (Mass Rapid Transit：地下鉄) の Bugis 駅または Bras Basah 駅から徒歩圏内で、2005年に開館した地上16階建ての目をひく建物である。中にはカフェや会議室など様々な施設が入っている。

国立図書館庁 (NLB: National Library Board) は国立図書館、国立公文書館、26の公共図書館(地域図書館含む)を管轄している。講演会やワークショップ、企画展示を主催するなど、さまざまな企画も積極的に手掛けており、その機能は図書館業務に留まっていない。蔵書数は図書館組織全体で書籍755万冊、電子資料は458万点に及ぶ。

図書館は、1階が受付となっている。地下1階に降りると、そこは一般市民向けの公共図書館で、子供図書館も地下1階にある。ここは一般書のほかに、各国の新聞も閲覧できる。

7～13階がリー・コンチアンレファレンス図書館 (Lee Kong Chian Reference Library) となっている。図書館に寄付を行った華人の実業家・慈善家のリー・コンチアン(李光前)の名前にちなんでいる。参考図書館には、専門書を中心に約55万点の研究資料が所蔵されている。その主な構成は以下の通りである⁶⁾。

7階：社会・人文科学、科学技術コレクション

8階：芸術、経済、科学技術コレクション

9階：中国語、マレー語、タミル語コレクション

10階：アジアの子供向けコレクション、寄贈コレクション(ドナーズギャラリー)

11階：シンガポール、東南アジアコレクション

12-13階：貴重書コレクション(閉架)

7階以上の各階カウンターには司書がおり、レファレンス業務を行なっている。なお、12階と13階の貴重書コレクションは、温度、湿度、

光の設定を厳重にして保存管理されており、閉架式となっている。このレファレンス図書館のナショナルコレクションは、国立図書館局法の納本機能によってサポートされている。これは、シンガポールで配布されるすべての物理的な出版物の2部のコピー、あるいはすべてのデジタル出版物の1部のコピーを寄託しなければならないという制度である。

貴重書コレクションを除く各フロアには自習スペースがたくさんあり、学生、ビジネスマンや研究者と見られる人まで、様々な利用者がいた。

2) 地域図書館 タンピネス図書館⁷⁾

各地域(町)の公共図書館よりも更に規模の大きなRegional Library(地域図書館)という位置付けで、シンガポールには3つのRegional Libraryがある。

- ・ 東部 Tampines Regional Library
- ・ 西部 Jurong Regional Library
- ・ 北部 Woodlands Regional Library

東部のタンピネス図書館はMRTのTampines駅近くの複合施設であるOur Tampines Hub(写真1)の2階から6階に渡って5フロアを占めている。Our Tampines Hubは公式にはIntegrated community and lifestyle hubという定義で、行政サービス施設、福祉施設、図書館、コミュニティセンターなどの公共施設、サッカー場、体育館、プールなどのスポーツ施設、飲食店とスーパー、ホーカー(廉価な飲食店の



写真1: Our Tampines Hub 外観

屋台を集めた施設)がある商業施設などが入っているオールインワンの巨大複合施設である。

図書館の総床面積は10,900平方メートルの広さがあり、2つの入り口がある。この図書館は各フロアのディスプレイがユニークで芸術的である。本だけでなくアートの面からも楽しめるのが特徴で、思わず寄りたくなる、ついつい長居してしまうデザインになっている。子どもエリア(写真2)の書棚は低く、子供自ら目の届く高さになっている。シンガポールエリア(写真3)はシンガポール人作家の本が集められ、雑誌コーナー(写真4)の窓の外にサッカー場を見渡すことができる場所もある。写真5では上階に上がる階段の中央部分に椅子を設け、階段式になっている段差を使った多目的な利用が可能となっており、写真6の梯子のある開架書架に囲まれたエリアは非日常の冒険心を煽り、そしてお気に入りの本を、ボックス席で寝そべて



写真2: こどもエリア



写真3: シンガポール関連エリア



写真4：雑誌コーナー



写真7：自動貸出機



写真5：階段



写真8：母国語コレクションの書籍紹介



写真6：閲覧席

閲覧できる隠れ場所的な空間も用意されている。また、貸出カウンターのないシンガポールでは、写真7の自動貸出機が日本の自動販売機と同様に市民権を得て普及している。英語、中国語、マレー語、タミル語が公用語として認め

られているため、各母国語の書籍の紹介コーナーもあり(写真8)、多民族国家ならではの特徴が見られる。

館内にはインドアプレイグラウンド(屋内公園)やコミュニティ活動に使える部屋(見学当日は美容師さんがカット練習をしていた)、ギャラリー、スタディールームなども入っている。

3) 公共図書館 オーチャード図書館⁸⁾

オーチャードにあるMRTのSomerset駅直結のショッピングセンター、Orchard Gatewayにある。3階と4階の2フロアの一角にあり、白を基調としたスペースで曲線を意識した明るい雰囲気のスタイリッシュな図書館である(写真9)。窓の外に芝生広場を望める席が用意されていたり(写真10)、ゆるやかな階段のスペースで思い思いの格好で読書や勉強をしていたり、座り心地の良い椅子が随所に設置されている。机

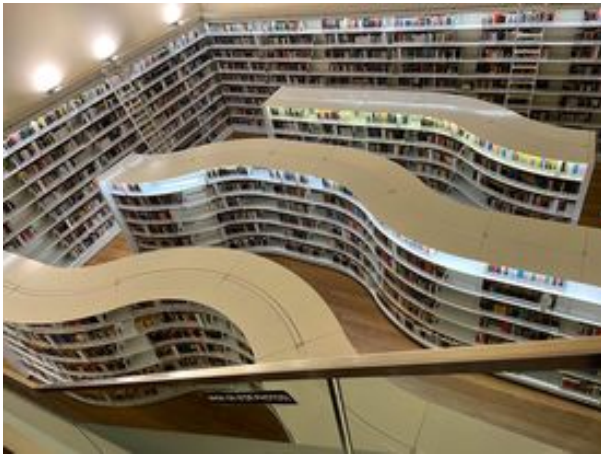


写真 9：書架



写真 11：閲覧室



写真 10：閲覧席



写真 12：4ヶ国語での案内表示

はなく、椅子だけおいてある箇所が圧倒的に多い。雑誌や建築、ファッション系の本も豊富にあり、手にとって眺めるだけでも楽しい。ロケーションも抜群なので旅の途中で少し調べ物がしたいときにも、すぐ立ち寄れる便利な図書館である。蔵書の特徴として、アートやデザイン、ライフスタイル関連の資料が多く、約10万冊が所蔵されており、雑誌も豊富に取り揃えている。これはこの図書館で対象とされた年齢層(18歳から35歳)から構成されたグループが、情報資料構成が備えるべき諸特性の画定やその図書館の設計を支援したことも起因となっている⁹⁾。一方、他の図書館にあるような歴史、自然などに関する資料があまりないのが特徴である。

4) 公共図書館 セランゲーン図書館¹⁰⁾

MRTのSerangoon駅直結のショッピングモール(NEX)内の4階にあり、周囲はHDB(Housing

Development Board：(国民の8割が暮らす)公団住宅)が多く、ローカル感溢れる場所である。公共図書館はその地域住民に根ざした特徴を持っている。セランゲーン図書館(写真11)は平日昼間から地域の高齢者が多く利用しており、図書館の規模に対し、新聞や雑誌を多く所蔵し、その周りには椅子も多く配置されている。オーチャード図書館の案内は英語だけだが、ここでは英語以外に中国語、タミル語、マレー語でも表記されていた(写真12)。また中国語の書籍も多く所蔵していた。

5. 環境問題と図書館の取り組み

マレーオンが水没(写真13)するというインパクトある政府広告から、気候変動に国として真剣に取り組む姿勢がうかがえる。2020年3月、政府がGreen Plan 2030¹¹⁾を発表した。これはシンガポールが持続可能な国であり続けること



写真 16 : AuRoSS



である。

写真16は書籍が正しい本棚にあるかをスキャンするロボットで、A*STAR (Agency for Science, Technology and Research: シンガポール科学技術研究庁) が開発した AuRoSS (Autonomous Robotic Shelf System) である¹²⁾。スキャンする部分が手のようにデザインされている。本のIDを読み込み、正しい書棚の正しい順番に並んでいるかを確認することができる。精度は99%である。このロボットをタンピネス図書館では2台配備しており、閉館時の夜間に図書館のコレクション全てをスキャンする。翌朝、正しい位置にない本のレポートが出力され、図書館スタッフによる手作業で元の正しい位置に戻される。2021年7月現在、このロボットは夜間のみ作動している。これを毎晩行うため、NLBアプリなどを使って検索した本が正しい位置に配置されており、利用者にとっても大変有効なロボットである。町の公共図書館では規模が小さいため、このようなロボットはなく、スタッフの方々による手作業でチェックが行われている。

写真17は本の返却を部分的にアシストする運搬ロボットである。これは利用者の利便性のためにタンピネス図書館に導入された。地域図書館レベルとなると広いので、特定の返却ポイントに行くのも大変である。この運搬ロボットや返却台が館内の所々にあり、館内を歩いていて近い所で返却できる。運搬ロボットが動いている最中にも返却することができる。移動は床にある磁気回路に従って自動運転されている。ロボットは最大約150冊まで収納できる。いっば



写真 17 : 返却運搬ロボット

いになると「DO NOT RETURN」と表示され、仕分けエリアへ移動し、スタッフにアラートが送信され、中のカゴを空のカゴに交換する。返却された本は本に埋め込まれた磁気によって自動で分野別に分けられ、それをスタッフが書棚に戻している。この運搬ロボットは日本の会社によるもので、シンガポールの図書館以外にシンガポールチャンギ空港などでも活躍している。

シンガポールの大きな特徴は、デジタル・コンテンツの充実である。書籍、雑誌、視聴覚、地図等の横断検索や幅広い電子書籍のコレクションがあり、その一部を紹介する¹³⁾¹⁴⁾。

- ・ Books SG (<http://eresources.nlb.gov.sg/printheritage/>) : シンガポールに関する書籍のデジタル・データベース。シンガポール創設者ラッフルズ卿(T.S.Raffles)の著書や中国語やタミル語の資料、古地図など。
- ・ Newspapers SG (<http://eresources.nlb.gov.sg/newspapers/>) : シンガポール・マラヤの新聞データベース。19世紀前半からの30タイトル以上の英語、中国語、マレー語の新聞の記事全文の横断検索が可能。
- ・ History SG (<http://eresources.nlb.gov.sg/history/>) : シンガポールの歴史データベース。
- ・ One-Search (<http://search.nlb.gov.sg/Search/>) : 国立図書館・文書館にシンガポール国立博物館を加えた横断検索システム。
- ・ ASEAN Digital Library (<http://www.>

aseanlibrary.org/)：他の東南アジア諸国の図書館との連携により開設し、各国の資料のデジタル・アーカイブ化を推進。

このほかにも、シンガポールの音楽、写真・絵図の各データベースなど、多くのコンテンツが用意されている。

7. 図書館のCovid-19対策

図書館のCovid-19(新型コロナウイルス)対策として、以下のことが挙げられる。

- ・返却された図書は約24時間、一定の場所に置いてから書架に戻したり、貸出返却機や書架など多数の人が手を触れる場所は2時間ごとに消毒している。
- ・入り口などにサニタイザー(消毒薬)を備える。
- ・入館時にアプリ(Trace Together)やトークンでチェックインをしなければ入館できない。(写真18)(トークン(携帯型の接触追跡機能：感染者を追跡して濃厚接触者を発見する目的)(写真19)をチェックインの機械にかざす、あるいはTrace Together(TT)アプリ(写真20)でQRコードを読み込み、提示する。)
- ・入場者数や滞在時間を制限している。

シンガポール政府におけるCovid-19対応の動きと図書館の対応を時系列にまとめたものが表1である。2020年のサーキットブレーカー(ロックダウン；Circuit Breaker、以下CB)後に感染者減少に伴い徐々に規制が解除されていった。2021年4月にデルタ株による感染者が増加し、



写真 18：図書館入口



写真 19：トークン

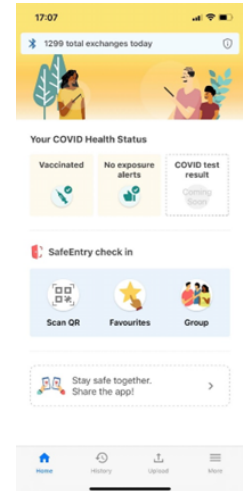


写真 20：TT アプリ

再度規制を強化、と同時にワクチン接種を積極的に勧め、接種完了者の増加(2021年7月26日の週にワクチン接種率5割を達成できる見込み)と感染者減少により、規制が解除されたが、2021年7月に入り、新種のデルタ株によるクラスター発生により、再び引き締め状況にある。これらの動きに応じて図書館も政府からの指示通り、制限を変化させている。

8. おわりに

シンガポールに住んで5年が経過し感じることは、経済力の強さ、安全性、スピード感、柔軟性の高さなどである。多民族国家ならではの色々な肌、色々な言語、色々な宗教や風習の人々が、互いを尊重し合って生活していることは他国に見られない特徴である。日本よりも快適で合理的なところが多く驚かされる。図書館もこの国ならではの特徴が見られるのは先述した通りである。現在、我々はNLBの全カタログにオンラインでアクセスでき、スマートフォンで本を借りたり、電子書籍を読むこともできるようになり、図書館へ足を運ぶ必要性が減った。しかしこれらとは別に、落ち着いた静かな雰囲気のお気に入りの場所で、思いのまま本や雑誌を読んだり、勉強に集中したりする物理的な体験は、多くの利用者を見ていて必要とされる現在の図書館の姿であると考えられる。また、書架整理ロボットや返却運搬ロボットなどのテクノロジーは、シンガポールでも高齢化が急速に進む中で労働力を支えている。それらに代わって図書館員は、読書や講演会の企画、推薦図書の案

表 1：シンガポールにおける Covid-19 に対する規制と図書館の対応

施行日	フェーズ	行動人数	その他の動き	図書館での動き		
				施行日	制限	
2020/03/26		引き締め開始				
2020/04/07	CB	1人	HBL ¹⁵⁾		閉館	
2020/06/19	フェーズ2	5人	登校	2020/07/01	予約制。滞在時間30分	貸出のみ可
				2020/09/01	予約制。人数制限あり	貸出のみ可
				2020/10/20	人数制限あり。滞在時間は図書館により2-3時間	閲覧・勉強も可
2020/12/28	フェーズ3	8人	登校	2020/12/28	人数制限あり。滞在時間は図書館により2-3時間	閲覧・勉強も可
2021/04/05	フェーズ3	8人	登校	2021/05/08	入場者数キャパシティの50%まで	閲覧・勉強も可
2021/05/16	フェーズ2	2人	HBL	2021/05/16	入場者数キャパシティの25%まで。滞在時間は図書館により2-3時間	閲覧・勉強も可
2021/06/14	フェーズ2	5人	登校	2021/06/14	入場者数キャパシティの50%まで。滞在時間は図書館により2-3時間	閲覧・勉強も可
2021/07/22	フェーズ2	2人	登校	2021/07/22	入場者数キャパシティの25%まで。滞在時間は図書館により2-3時間	閲覧・勉強も可
2021/08/10	フェーズ2	2人または5人 (接種有無により制限が分かれる)	登校	2021/08/19	入場者数キャパシティの50%まで。滞在時間は図書館により2-3時間	閲覧・勉強も可

内などロボットが行えない多くのプログラムを行い、図書館を魅力的な場所にする努力がますます必要になっていくだろう。

シンガポールの図書館は The Libraries and Archives Plan 2021-2025¹⁶⁾ で大きな 4 つの柱を掲げている。

1. 学生のみならず高齢者を含む全ての人々に学習する機会を提供
2. シンガポールの歴史や文化のアーカイブ化の促進
3. 個々の利用者に合わせたサービス提供
4. ボランティアの活用や企業、また国境を超えたパートナーシップによるコラボレーションやコンテンツの促進

Covid-19 パンデミックにより、これらの計画がより加速している。シンガポールの図書館は

今後も政府の強いリーダーシップの下、より仮想空間のサービスにシフトした情報社会を推進していくことは容易に想像できる。

躍進し続けるシンガポール図書館の今後の動きにも注視していきたい。

注・参考文献

- 1) <https://www.nlb.gov.sg/About/HistoryofNationalLibrarySingapore.aspx>
National Library Board Singapore. History of National Library Singapore (accessed 2021/6/17)
- 2) <https://www.moe.gov.sg/education-in-sg>
Ministry of Education Singapore (accessed 2021/6/17)
- 3) ここでいう学校はシンガポール人が通うローカル小学校をさす。外国人の多くが通う

- インターナショナルスクールは含まれない。
- 4) <https://singalife.com/category/20004/>
SingaLife. リー・クアンユーのヒストリー
vol.23 言語問題 英語・民族の言葉併用 国際性・固有の文化 大事に (accessed 2021/6/17)
 - 5) <https://www.nlb.gov.sg/VisitUs/BranchDetails/tabid/140/bid/329/Default.aspx?branch=National+Library+%2F+Lee+Kong+Chian+Reference+Library>
NLB. National Library / Lee Kong Chian Reference Library (accessed 2021/6/17)
 - 6) <https://www.nlb.gov.sg/Portals/0/library/documents/LKCRL%20Factsheet.pdf>
NLB. National Library / Lee Kong Chian Reference Library Factsheet
 - 7) <https://www.nlb.gov.sg/VisitUs/BranchDetails/tabid/140/bid/335/Default.aspx?branch=Tampines+Regional+Library>
NLB. Tampines Regional Library (accessed 2021/6/17)
 - 8) <https://www.nlb.gov.sg/VisitUs/BranchDetails/tabid/140/bid/337/Default.aspx?branch=library%40orchard>
NLB. Library@Orchard (accessed 2021/6/17)
 - 9) クリスティー・クールツ、バーバラ・クビン著. 竹内ひとみ他訳.『IFLA公共図書館サービスガイドライン第2版』. 日本図書館協会. 2016年. p.65
 - 10) <https://www.nlb.gov.sg/VisitUs/BranchDetails/tabid/140/bid/342/Default.aspx?branch=Serangoon+Public+Library>
NLB. Serangoon Public Library (accessed 2021/6/17)
 - 11) <https://www.greenplan.gov.sg/>
Singapore Green Plan 2030 (accessed 2021/6/17)
 - 12) <https://research.a-star.edu.sg/articles/highlights/high-tech-librarian-knows-its-books/>
A*STAR Research. High-tech librarian knows its books (accessed 2021/7/26)
 - 13) <https://eresources.nlb.gov.sg/main/>
NLB. eResources (accessed 2021/6/25)
 - 14) <http://u-parl.lib.u-tokyo.ac.jp/archives/japanese/world-library39>
坪井祐司. 【世界の図書館から】 シンガポール国立図書館 (シンガポール) (accessed 2021/6/25)
 - 15) Home Base Learningの略。自宅でのオンライン学習。学校により違いはあるが、筆者の息子の学校の場合、学校から1人一台ずつ支給されているiPad(必要なデバイスや教材がインストールされている)を自宅に持ち帰り、Microsoft Teamsでオンライン用時間割に沿ってライブで授業が進められる。課題などもオンラインで提出する。基本的に学校へは登校しない。
 - 16) CREATING THE LIBRARIES AND ARCHIVES OF TOMORROW 2021-2025 (The Libraries and Archives Plan 2021-2025.pdf) (accessed 2021/6/25)



『イデオロギーと図書館：

日本の図書館再興を期して』

マイケル・K・バックランド著；高山正也 監訳・著作協力；
現代図書館史研究会訳 樹村房，2021

Michael Buckland, *Ideorogi to Toshokan : Nihon no Toshokan Saiko wo kishite*, Takayama Masaya kan'yaku, chosaku kyoryoku, Gendai Toshokanshi Kenkyukai yaku, Jusonbo, 2021.

小出 いずみ*

1950年、ワシントン大学の図書館学校主任だったロバート・ギトラーは、Japan Library School創設をアメリカ図書館協会に託されて来日した。これは、日本占領に携わったアメリカ陸軍の余剰予算を図書館員養成・教育に使おうという連合軍最高司令官 (Supreme Commander for the Allied Powers, SCAP) 総司令部 (General Headquarters, GHQ) のプロジェクトだった。本書は、ギトラーの口述した自伝をほぼそのまま編纂したバックランド (カリフォルニア大学バークレー校名誉教授) が、自伝の中に現れていてさらに興味をかき立てられた事柄や人物について、新たに調査を起こしてまとめた *Ideology and Libraries: California, Diplomacy, and Occupied Japan, 1945-1952* の邦訳である。

上述のようにギトラー自伝の謎解きが出発点であるために、本書はそれに沿って議論が組み立てられている。その中心をなすのは第6章から第14章で、まず第6章で日本の図書館の当時の状況を踏まえ、続いてCIE情報センター、1946年の教育使節団の訪日、国立国会図書館の

設立、図書館法、日本図書館学校などSCAP／GHQが関わった図書館政策と、フィリップ・キーニー、ドン・ブラウン、ギトラーと慶應義塾の清岡暎一などそれに携わった人々について追いかけている。

冒頭の3章では、図書館の本質的な機能と構造を示したうえで、公共図書館の米仏比較により文化的背景と政治的選択の違いを論じている。続く第4章では、アメリカの公共図書館の例としてカリフォルニア州立図書館システムを取り上げる。日本占領期に焦点を当てていながらカリフォルニア州立図書館システムを論じるのは、ギトラーをはじめ占領期日本の図書館政策にかかわった人物たちがバークレー校の関係者だったことが謎の一つだったからだ。20世紀前半に同州立図書館システムを率いた指導者たちが図書館には民主主義を防衛する役割があると捉えていたことが明らかにされる。第5章では、アメリカの対外政策と図書館、戦時中のアメリカの図書館・情報機関の発展を取り上げ、これらが占領下日本で展開されたCIE情報センターの源流となったと論じた。

*元公益財団法人渋沢栄一記念財団 東京在住

*Izumi KOIDE, Ph.D Formerly with Shibusawa Eiichi Memorial Foundation. Tokyo resident

終盤の第15章では、本書で論じた機関や人物のその後に触れ、最終章(第16章)では図書館と民主主義について論じている。アメリカの図書館論、とくに公共図書館に対する認識では、図書館は自由主義的な民主主義と結びついていると考えられている。しかし、図書館の個々のサービスは、図書館が所在する国に固有の社会的政治的な環境が図書館側と利用者側の双方に対し作用するため、一般論にはできない、としている。

このように本書は、間接的統治によって日本を治めていたSCAP/GHQの図書館政策のみに注目するのではなく、占領下の日本の図書館史をより広い文脈に据えて捉えようとしている。とはいえ本書の大部分を費やして描かれているのは、SCAP/GHQがアメリカの図書館観に基づいて日本の図書館史に介入した物語でもある。主としてアメリカ側の資料に基づいて論じているため、今までの占領期日本図書館史にはなかった視点を提供している。

それでは当時の日本側は占領期の図書館改革をどう見ていたか、著者が用いることができなかった日本の当事者たちの回顧録の一部を紐解いてみよう。国立国会図書館は、あたかも外見上はアメリカの使節がワシントンDCで議会図書館をまねて立案したように見えるが、当の使節であったクラップ、ブラウン、それにダウズも断固としてそうではない、と述べている、と著者は記す(p.183)。では日本側の見方はどうだったか。国会図書館の創設が課題となった時、衆参両院に各々おかれた図書館運営委員会の(参議院の)委員長は羽仁五郎だった。羽仁は、議会政治が官僚政治を打破するだけの調査力をつけるには、貧弱な図書室しかなかった議会に図書館を設置するのは重要、と考えた。委員長になったらGHQ国会課のジャスティン・ウィリアムスがやってきて、官僚が資料を全部握っていて立法者である議員には何も資料がなく調査機能がない、それでは本当の民主的な議会政治にはならない、という議論を盛んにやった、という(羽仁五郎『図書館の論理』日外アソシエーツ、1981年、p.17-18)。図書館使節は国立国会図書館法の原案を作成、そこに参議院法制部作成の原案の意図を汲んで羽仁が前文¹⁾を加

えたと証言している(羽仁、p.36-37)。日本側でも国会において調査研究できる図書館の重要性が認識されていたのである。

「日本語版への序文」の中に筆者が気になる一節があった。著者は、本書を書き進むうちに書名を変更した方が良いと考えるに至ったが、出版過程での適切な時期を失っていたので、結局、当初の書名のままにした(p.iii)、というのである。

本書が描き出すのは、構想される、あるいは実現される、図書館の社会における役割は、政治的・歴史的・文化的・社会的・経済的な環境によって異なる、という事実である。それはまさに図書館がイデオロギー(何らかの主義)とは無縁な存在でないことを示している。したがって、本書の書名が不適切だとは筆者には思えない。そこで筆者は、考えるに至った書名は何だったのか、著者に質問を書き送った。著者からの回答を(一部)和訳すると以下のものであった。

本書の最終版を書き上げている時、“イデオロギー的な”側面は、図書館が異なる理由(why)、という私の初期の関心に結び付けることができることが分かった。なぜ公共図書館と大学図書館は異なるのか、なぜこの両者は専門図書館とは異なるのか。そしてこの相違の結果は何をもたらすのか(これらの考えは第2章に記した)。そこで出版社に主書名を『イデオロギーと図書館』から『図書館が異なる理由』に変えたい、その方がより多くの読者の関心を引くに違いない、と伝えたが、もう遅すぎる、と言われた(Michael Buckland, “Origins and Development of *Ideology and Libraries*,” October 1, 2021)。

要するに、本書で著者が論じたかったのは、占領下日本の図書館史を例に、図書館が異なる理由についてであった。相違を観察する視野は、日本語で「イデオロギー」と表現された途端に想起される日米の政治文化的な違いだけでなく、館種の違いも含めたものだった点を考えると、政治文化論よりさらに図書館の本質に迫ろうとした論考であるといえよう。

著者は最終章で日本の図書館のその後の発展を、以下のように評価している。

国立国会図書館の目覚ましい発展と1950年の図書館法の下での公共図書館の弱々しい発展との間にみられる対比は、調査・研究図書館と教養・娯楽用読書間[マ]との差異や国会の持つ運営上の力と文部省の熱意の無さとの差異を写しだしている(p.183)。

この評価をみると、やはり「図書館が異なる理由」に視点がおかれていることが分かる。著者は図書館の類型を、館種ではなく、図書館サービスのあり方によって求めている。情報源(筆者註：あらゆる種類の資料)と求められているトピック(筆者註：利用者の情報要求全般)に着目し、それぞれの特定性の高低によって図書館サービスの類型を析出している(p.12)。本書はそれを分析手法に、「図書館が異なる理由」を探究する試みであるといえよう。

日本語を解さない著者による執筆のためアメリカの視点で叙述されているが、日本語訳の本書は、監訳者にインタビューした「本書を読むための予備知識」で日本からの視点を提供し、また原書にはない「占領時代日本図書館史略年表」が加えられて、理解を助ける努力がなされている。しかしこれらの資料は、本書の「占領期日本の図書館史」の部分に対しての追加である。邦訳では副題が変更されていることもあり、原書に比べて日本語版は、日本の図書館史に焦点をあてようとしている、といえよう。

注

- 1)「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。」

事務局報告

2021年度第1回セミナー委員会

日 時：2021年8月26日（木） 14：00～

会 場：Zoomによるオンライン会議

出席者：小形浩道委員長、福田直美委員、松下裕委員、長塚隆会長、尾崎聖太郎事務局長、上田広子事務局員

欠席者：なし

議 題：1. 2021年度セミナー開催の可能性

- 1) コロナ禍の現状を踏まえての検討
- 2) その他

2. セミナー実施企画案

- 1) 前回の理事会議事録より
- 2) 2017～2019年度セミナー開催実績
- 3) セミナー実施準備項目
- 4) セミナーテーマ情報提供
- 5) その他

3. その他

2021年度第1回受託事業検討会

日 時：2021年9月9日（木） 15：00～

会 場：Zoomによるオンライン会議

出席者：長塚隆会長、尾崎聖太郎事務局長、田沼繁理事、上田広子事務局員

欠席者：惟村直公副会長

議 題：1. ヤオキン商事株式会社受託事業に係る契約の締結及び新規事業の提案について

- 1) 舎人地域学習センター2021年度受託事業契約の締結に向けた善後策
- 2) 新規事業提案（テントロール）の可能性
- 3) その他

2. その他

2021年度第2回受託事業検討会

日 時：2021年9月14日（火） 16：00～

会 場：Zoomによるオンライン会議

出席者：長塚隆会長、惟村直公副会長、尾崎聖太郎事務局長、上田広子事務局員

欠席者：田沼繁理事

議 題：1. ヤオキン商事株式会社受託事業に係る契約の締結及び新規事業の提案について

- 1) 舎人地域学習センター2021年度受託

事業契約の締結に向けた善後策

2) 新規事業提案（テントロール）の可能性

3) その他

2. その他

2021年度第3回編集委員会

日 時：2021年10月1日（金） 14：00～

場 所：Zoomによるオンライン会議

出席者：惟村直公委員長、岡慎一郎委員、下田尊久委員、村上篤太郎委員、長塚隆会長、尾崎聖太郎事務局長、上田広子事務局員

欠席者：田沼繁委員

議 題：1. 後期編集計画

2. 原稿作成用のテンプレートについて

3. 編集ミス再発防止について

1) 今後の対応の確認

・再発行を送付することで、それに同封する文書の確認

2) 日沖さん宛へのお詫び状の送付手続

・内容の確認と行為者の確認

3) 今回の原因追及及び報告書の作成

4) 編集体制の見直しについての提案

4. その他

NPO法人日本農学図書館協議会では、投稿要領及び執筆要領を新たに規定し、読者の皆様に積極的に投稿していただくための環境を整えました。当面する図書館の課題や日常の図書館員の声など、自由にご投稿していただくことを願っています。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

【問い合わせ先】TEL：03-3408-5077 E-mail:jaald@nifty.com

日本農学図書館協議会誌 投稿要領

1 趣旨

この要領は、日本農学図書館協議会誌の投稿に関する取り扱いについて定めるものとする。

2 投稿者の資格

本誌に投稿できる者は、農学系図書館の活動に賛同する者とする。

3 執筆及び投稿要領

原稿執筆に当たっては、本要領及び別に定める原稿執筆要領に従うものとする。

4 投稿原稿の取り扱い

(1) 投稿原稿は会誌編集委員会においてその採否を決定する。

(2) 投稿された原稿は、原則として返却しない。

5 謝礼

(1) 執筆者には、原稿が掲載された「日本農学図書館協議会誌」を3部贈呈する。

(2) 投稿及び依頼原稿の稿料は別に定める。

6 著作権

(1) 本誌に掲載する著作物の著作権は、日本農学図書館協議会に帰属する。

(2) 執筆者自身が当該著作物の再利用を希望する場合、日本農学図書館協議会は、再利用が学術研究及び農学図書館業務改善の進展に資するものである場合は、これを認めることがある。

(3) 第三者から、論文の複製及び転載などに関する許諾の要請があり、日本農学図書館協議会が必要と認めた場合は、許諾することがある。

7 個人情報

編集の過程において入手した個人情報は、本誌の編集刊行に関する活動以外の目的には使用しない。

8 その他

(1) ホームページに発行した会誌の目次及び本文を逐次掲載する。会員は、発行されたパスワードにより会誌本文を直接閲覧することができる。

(2) 冊子会誌に掲載する図表、写真はモノクロとするが、ホームページにはカラーで掲載する。

(附則) 平成27年8月1日より施行する。

2020年5月1日より施行する。

日本農学図書館協議会誌 原稿執筆要領

1 趣旨

この要領は、日本農学図書館協議会誌の投稿執に関する事項を定めるものとする。

2 投稿原稿は、次の要領で作成し提出する。

(1) 原稿の受付は、随時とする。

(2) 原稿は、Word形式もしくはテキスト形式を使用し、横書きで10,000字程度（図表・写真は1枚当たり250文字換算）とする。また、図表も原則として、電子化したデータで提出するものとする。刷り上りは4ページ程度を想定する。

(3) 文中の見出し番号の表記は、1. 1) ①とする。

(4) 図表の見出しは、図1及び表1とし、図の下および表の上に記したうえで、挿入箇所を本文欄外に指示する。

(5) 注記もしくは引用文献等は、本文の該当箇所右肩に1)と記し、原稿の末尾にまとめて記載する。なお、記載例は①及び②の通りとする。

① 編著者名『書名』（シリーズ名）出版社、出版年（西暦）、引用ページ

② 執筆者名「論文名」『雑誌名』巻号、発行年月、引用ページ

(6) 原稿には、表題及び英文タイトル、執筆者氏名、所属機関、住所及びローマ字名、所属機関、住所の英文名を添付する。

(7) 原稿の提出は下記宛てとし、日本農学図書館協議会事務局が受領した日をもって原稿受付日とする。

〒156-8502 東京都世田谷区桜ヶ丘1-1-1

東京農業大学 教職・学術情報課程内

NPO法人 日本農学図書館協議会事務局

TEL. FAX. 03-3408-5077 jaald@nifty.com

(8) 執筆者の校正は、再校までとする。

(9) 「別刷」を希望する者は、校正の際に必要な部数を日本農学図書館協議会事務局に連絡すること。なお、経費（実費）については、本人負担とする。

(附則) 平成27年8月1日より施行する。

2020年5月1日より施行する。

(編 集 委 員)

委員長	惟村 直公	東京農業大学
委 員	岡 慎一郎	水産研究・教育機構
	下田 尊久	個人会員
	田沼 繁	農の未来ネット
	村上 篤太郎	東京農業大学
事務局	尾崎 聖太郎	日本農学図書館協議会

会 員 頒 布

日本農学図書館協議会誌 204号
2021年12月1日発行
発行人 長塚 隆
編集・発行 特定非営利活動法人日本農学図書館協議会
住 所 〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1
東京農業大学教職・学術情報課程
TEL&FAX : 03(3408)5077
e-mail: jaald@nifty.com
URL: <http://jaald.life.coocan.jp>
印 刷 所 (株) サン・ブレーン
住 所 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 5-44-15

I S S N 1342-1905